

平成24年2月3日

社団法人全国建設業協会

会長 浅沼 健一 殿

原子力発電所で実施される業務に係る適正な労働者派遣及び請負の
実施に関する要請書

労働行政の推進につきましては、日頃より御尽力を賜り感謝申し上げます。

この度、原子力発電所の改修工事に際して、請負事業と偽装しながら、作業員を送り込んで注文主の指揮命令の下で労働に従事させ、職業安定法第44条（労働者供給事業の禁止）に違反した疑いで、請負業者の役員等が逮捕され、略式起訴されるという事案が生じました。

労働者派遣法により、自己の雇用する労働者を他人の指揮命令の下で労働に従事させること（当該他人と労働者の間に雇用関係が生じないものに限る。）は、労働者派遣に該当するものとされており、一般労働者派遣事業の許可を受けるか、特定労働者派遣事業の届出を行わなければ、労働者派遣事業を実施できないこととされています。なお、建設業務（土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体の作業又はこれらの作業の準備の作業に係る業務）については、労働者派遣事業を行うことはできません。

また、職業安定法により、労働者供給事業（労働者を送り込んで、他人の指揮命令の下で労働に従事させる事業。例えば、供給元・供給先と労働者の間で二重に雇用関係がある場合や、供給元との間で支配従属関係にある労働者を、供給先の指揮命令の下で労働に従事させる場合など。なお、労働者派遣事業は該当しない。）は、労働組合及びこれに準ずるものが厚生労働大臣の許可を受けた場合以外は、実施できないこととされています。

請負事業と称しながらも、実態として、労働者派遣事業や労働者供給事業に該当する場合には、いわゆる偽装請負とみなされ、労働者派遣法や職業安定法に違反しますので、業務の発注や受注に当たっては、労働者派遣法や職業安定法に違反しないよう、十分に注意してください。なお、労働者派遣と請負との区分については、「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準」及び「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準（37号告示）に関する疑義応答集」をご確認ください。

原子力発電所での業務の実施に当たって、労働者派遣法や職業安定法の規定に基づき、労働者派遣や請負が適切に実施されるよう、貴団体の全国の会員企業に対する周知啓発の程、よろしくお願い申し上げます。

厚生労働省 職業安定局長
森 山 寛